

人権特設相談所

日常生活や身の回りの人権問題について、人権擁護委員が相談を受けます。相談は無料で、秘密は厳守します。

- 日時／3月21日(木) 13:00~16:00
- 場所／きび保健福祉センター

電話による人権相談窓口

みんなの人権 110 番 (さまざまな人権問題)

☎ 0570-003-110

女性の人権ホットライン(家庭内暴力など女性の人権問題)

☎ 0570-070-810

こどもの人権 110 番(いじめ・虐待など子どもの人権問題)

☎ 0120-007-110

考えてみませんか、私の人権、あなたの人権。

人権だより

総務課 (吉備庁舎)

電話 22-3291

ファクス 52-3210

石川県能登半島地震

新しい年が幕を開けた、令和6年(2024年)1月1日(月・祝)の夕方、石川県能登地方で震度5の地震があった、とテレビの速報で知り、大きな被害が無ければいいなと思っていたところ、今度は震度7の猛烈な地震が発生しました。お正月を故郷で過ごすために帰省をされていた方も多数おられ、久しぶりに家族だんらんを過ごすつもりでいたであろうそのときに、大きな揺れに襲われました。

多数の犠牲者が出た珠洲市では、木造家屋のほとんどが全半壊で、市内では壊滅状態であるとのこと。他にも被害は広範囲に及び、道路が寸断され、孤立状態が続いている地域が数多く確認されています。

地震大国である日本は、阪神淡路大震災以降でも、東日本大震災をはじめ、災害につながるような大きな地震が何回も発生しており、私自身もその度に普段からの備えについて考えたりはするのですが、台風や大雨と違っていつ来るか分からない地震に対しての備えは全くできておりません。そして

備えることも全く考えなくなり、再び大地震が発生してまた、いろいろ考える。この繰り返しです。

災害への備えは「物」が大事なものは言うまでもありません。そして災害への「心」の備えがあつて初めて、いざと言うときに危機を回避できるような行動ができるのではないかと思います。また、過去の災害で、避難所の運営などにおいてさまざまな方への配慮に欠いた事例が報告されているようです。災害時においても、人権が十分に尊重されるように取り組む必要があると思います。

人権機関有田川理事 實森孝行

障害のある方への合理的配慮の提供が義務化

4月1日(月)から「改正障害者差別解消法」が施行され、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が、「努力義務」から「義務」になります。

●合理的配慮の提供とは

行政機関などや事業者、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応が求められたときに、負担が重すぎない範囲で

対応すること。合理的配慮の提供に当たっては、障害のある人と事業者などが話し合つて、共に解決策を検討していく「建設的対話」が重要です。

●例

①ルール・慣行の柔軟な変更

文字の読み書きに時間がかかる人がセミナーなどに参加する際、ホワイトボードを書き写す代わりに、スマートフォンなどでホワイトボードを撮影できることとする。

②物理的環境への配慮

車椅子利用者のために、段差に携帯スロープを渡す。飲食店で車椅子のまま着席したい人のために、車椅子のまま着席できるスペースを確保する。

③意思疎通への配慮

難聴の人に対して、筆談やコミュニケーションボードなどを用いて対応する。窓口で順番を知らせるときには、アナウンスだけでなく身振りなどによつても伝える。

